

○様式2-3-1について

問 事務室棟の建物区分はどうするのか。

答

「校舎」に計上。

問 部室の建物区分はどうするのか。

答

クラブ活動用の部室は、「その他」に計上。

問 食堂棟の建物区分はどうするのか。

答

給食施設として、専用の食堂棟を備えている場合、「その他」に計上。

なお、通常の校舎に給食室（厨房・配膳室含む）を設置している場合は、「校舎」に計上。

問 賃貸物件、仮設校舎（園舎）も調査対象か。

答

賃貸物件、仮設校舎（園舎）ともに調査対象外。

問 1階部分が校舎、2階部分がプールの建物について、どのように回答すれば良いか。

答

まず、増改築により複数の目的を有しているのか確認が必要。その上で、増改築による場合は、耐震診断を行った際に、建物によっては増改築部分が別棟扱いとなる場合がある。そのような場合は、それぞれ別の建物として回答。

増改築によらない場合は、登記簿や財産目録等により確認できる範囲で判断し、当該建物の主たる目的となる区分を選択。

なお、耐震診断未実施の場合は、便宜上、同一の校舎として計上。

※あくまで本調査における整理であり、私立学校施設整備費補助金の申請上は、1階部分と2階部分で構造が異なる場合であっても、当該建物全体の耐震性を図ることが補助要件となるため、例えば、1階も2階もIs値が0.6未満であれば、両方の耐震化を図る事業でなければ補助対象とはならない。

問 異なる複数の学校種が同一校舎を利用している場合は、在籍生徒数の多い学校種のみ計上することとあるが、1階は幼稚園の園舎、2階は高校の体育館として利用している場合、在籍生徒は高校の方が多いため、建物区分は『屋体』、学校種は『高等学校』で計上するのか。

答

次の①か②のいずれかで対応。

①園舎と体育館が建物の構造上、区分が可能な場合

増改築を行っている場合、建物の耐震診断の結果が増改築部分は既設部分と別棟扱い

となる場合がある。そのような場合は、それぞれ別の建物として回答。

②園舎と体育館が建物の構造上、区分が不可能な場合

上記①のように区分がない場合、当該建物の主たる設置目的が校舎又は屋体かで判断。その際は、登記簿や財産目録に登載されている事項により判断。

なお、学校種の区分けがない場合は、在籍生徒数の多い学校種で計上。

問 昭和56年以前に建築した校舎に、昭和57年以降に校舎を建て増しした。この場合、回答はどのようにするのか。

答

次の①か②のいずれかで対応。

①既設部分と増改築部分が建物の構造上、区分が可能な場合

増改築を行っている場合、建物の耐震診断の結果が増改築部分は既設部分と別棟扱いとなる場合がある。そのような場合は、それぞれ別の建物として回答。

②既設部分と増改築部分が建物の構造上、区分が不可能な場合

上記①のように区分できない場合、昭和56年以前に建築した建物として計上。その際、昭和57年以降の建て増し部分の面積であっても、昭和56年以前に建築した建物として計上。

(例)

昭和56年以前建築の面積（300㎡）と昭和57年以降建築の面積（200㎡）が混在している校舎をどう計上するか。

【①の場合】

耐震診断において、昭和56年以前建築部分と昭和57年以降建築部分で、別の建物扱いと診断

(棟数) 昭和56年以前・・・1棟

昭和57年以降・・・1棟

(面積) 昭和56年以前・・・300㎡

昭和57年以降・・・200㎡

【②の場合】

(棟数) 昭和56年以前・・・1棟

(面積) 昭和56年以前・・・500㎡ (300㎡+200㎡)

問 建物の見た目は1棟であるが、増改築やエキスパンションジョイントで連結させている校舎がある。どのように回答すべきか。なお、学校は建物の名称をA棟としており、1つの建物と見なしている。

答

増改築やエキスパンションジョイントによる連結等により2つの建物を1つの建物として使用している建物の場合であっても、構造上は2つの建物となるため、これまでどおり、2つの建物に分けて回答。

増改築を行っている場合、建物の耐震診断の結果が増改築部分は既設部分と別棟扱いとなる場合がある。また、登記簿や財産目録に登録されている建物の区分を参考にして回答することも考えられる。

(例)

A棟（既設部分）・A棟（増築部分）やA棟（東側）・A棟（西側）と名称を分ける

問 校舎等の増改築を繰り返し、構造（RC・SRC）が一部異なるが、どのように回答すれば良いか。

答

増改築部分については、耐震診断実施の際に、それぞれ個別の診断結果となっている場合、別棟として計上。

耐震診断未実施の場合は、便宜上、同一の校舎として計上。

また、登記簿や財産目録等により確認できる範囲で回答すれば良い。

問 地下1階地上4階の場合は「5階建て」を選択するのか。

答

「4階建て」を選択。

当該施設の場合、「地上4階地下1階」であり、5階建てではない。なお、登記簿や財産目録等により確認できる範囲で回答すれば良い。

問 旧耐震基準で建築した建物のうち、耐震診断以外の構造調査を実施したところ、耐震診断及び改修は必要なしとの評価を受けていたため、耐震診断及び改修は必要ないと学校が判断し、平成23年度以前は「耐震改修の必要がない」建物として回答していた。当該学校が耐震診断を実施していないのは確認済であるが、回答方法如何。

答

耐震診断を実施していないため、耐震診断欄は「未実施」を選択。

なお、本調査では耐震診断の実施状況を調査しているため、S56以前の建物において耐震診断を「実施不要」と判断する学校の個別解釈を踏まえる必要はない。

問 耐震診断を実施したが I_s 値が未記入の建物がある。どのように取り扱うべきか。

答

下記のとおり対応。

①当該建物が木造の建物の場合：

I_s 値ではなく、 I_w 値が算出されるため、記入不可。

木造校舎は集計の対象外であり、一覧に記載があっても、集計されないため確認不要。

②耐震診断以外の調査を耐震診断と誤解している場合：

非構造部材の耐震点検や建物の老朽化を総合的に評価する耐力度調査等と混同しているため、調査そのものが「耐震診断」であるか学校に確認。

問 耐震診断の結果、 I_s 値が0.6以上であったため、耐震化の必要はないが、幼児児童生徒等の安心安全のため、耐震化を予定している。このような建物はどのように取り扱えば良いか。

答

さらなる耐震化を妨げるものではないが、耐震診断の結果上、耐震改修の必要がない建物であるため、正しく集計されないおそれがあり、実態にそぐわない結果となる。

建物そのものは、耐震改修の必要性がないため、「現状の耐震性」欄は「1. 診断の結果、耐震性あり」と記入することが望ましい。

問 建物区分「その他」は本調査の集計対象ではないため、回答しなくても良いか。

答

集計対象ではないが、集計対象となる建物を誤って「その他」に計上している例が複数見られた。文部科学省でも確認できるよう、回答する必要がある。

問 軽微な修正は文部科学省で行ってほしい。

答

校舎名の明らかな誤字脱字は調査結果に反映されないため無視しているが、どの項目も調査結果に関わる重要な事項であり、軽微な修正そのものが存在しないと理解。

学校に確認をせず、文部科学省又は都道府県の判断で回答を変更することは、実態を適切に把握できなくなる。

そのため、文部科学省で修正することは一切ない。

問 施設の名称が「食堂棟」となっていたが、学校に登記等を再度確認してもらったところ、1階が食堂や管理室、2階が教室となっており、登記の種別は「校舎」となっていた。区分はどうすれば良いか。

答

いずれの建物も名称に関わらず、使用実態又は登記上の取扱いに基づいて回答するのが合理的。最終的な判断は学校に委ねているところだが、今回のケースのように、たとえ名称が「食堂棟」であっても、使用実態や登記上の区分が校舎であれば「校舎」を選択するのが妥当。

なお、次年度以降同様の照会を行うことは関係者の負担になるため、各建物の名称と建物区分が不整合であれば、それぞれの区分を選択した理由を備忘録として残すと良い。

○様式 2-3-3 について

＜屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策（棟単位）について＞

問 エントランスホールや室内ホールなどの室で、6 m or 200 m² に該当するものは、吊り天井を有する棟数に含めるか。

答

調査対象は、「屋内運動場、武道場、講堂、屋内プール」の4施設に限定しているので、含めない。しかし、特定天井に該当するのであれば、調査の対象外でも点検・対策を実施いただきたい。

問 アリーナ部分には天井を有しておらず、ステージ部分には天井を有している場合は、吊り天井を有する棟数（A、B又はC欄）に含まれるのか。

答

アリーナ部分には天井を有しておらず、ステージ部分に天井を有している場合は、吊り天井を有する棟数（A、B又はC欄）には含まれない。吊り天井を有していない棟数（D、E又はF欄）に記入すること。

問 H29年度に天井撤去は実施したが、バスケットゴールの点検・対策が完了していない場合、どこの欄に入れるのか。

答

平成29年度に天井は撤去したが、照明器具・バスケットゴールの対策が未実施の場合は、対策未実施の棟数（一部未実施含む）（F欄）に記入すること。

問 記入要領中C欄の説明の、※3つ目「※例えば、吊り天井の耐震対策は終了していても工事契約が終了していない場合は「対策未実施」とします」とあるが、対策が終了していて、工事契約が終了していない場合とは具体的にどのような場合を指すか。

答

例として、屋内運動場の全面改修に併せて吊り天井を撤去する工事の場合において、吊り天井部分の撤去は3月末で完了するが、その他の工事が翌年度に繰り越される場合は、吊り天井についても「対策未実施棟数」として取り扱うこと。

問 幼稚園の遊戯室については、屋内運動場を含むか。

答

幼稚園の遊戯室、プレイルームなどは屋内運動場に含まない。その他、校舎の教室等を改修して、「講堂」などに利用している場合は、現状の利用状況をもとに種別を区分すること。

問 屋内運動場で吊り天井はないが、吊り下げ式のバスケットゴールがある場合、吊り天井を有する棟数に記入するのか。

答

吊り天井を有していない棟数（D、E又はF欄）に記入すること。

問 平成28年度に総点検及び対策（吊り天井・照明・バスケットゴールすべて）を実施

した棟については、点検も対策も相当の期間は必要ないと判断し、平成 29 年度中は、学校設置者としては点検も全く実施しない棟が出てくると思われるが、この場合、「落下防止対策実施済み棟数」(B・E)の欄は、どのように記載するのか。

答

吊り天井等の点検、対策について、相当な期間は定義として定めていないため、平成 28 年度に総点検及び対策(吊り天・照明・バケットゴールすべて)を実施した棟については、平成 29 年度に点検、対策を行っていないくとも点検、対策済みとしてよいとする。

問 天井撤去により対策を実施した棟については、D 欄(吊り天井を有していない棟数)に計上することとなっているが、吊り天井の落下防止対策の取り組みが、反映されにくいのではないのか。

答

公表の際は平成 29 年度に対策した棟数も対策実施済みに含んで公表する予定であり、吊り天井の落下防止対策の取組は反映されることになる。

<非構造部材の耐震対策(学校単位)について>

問 非構造部材の耐震点検は、学校保健安全法第 27 条に基づく点検は除外されるのか。

答

点検内容がガイドブックで求めている項目を含んでいれば、点検済として整理する。

問 耐震点検について、実施期限はあるのか。

答

点検の実施期限について、特段の定めはない。しかしながら、以前より非構造部材の耐震点検については、通知等により速やかな点検の実施をお願いしているところ。

なお、専門家による点検が必要な項目もあるため、建築基準法第 12 条に基づく調査・点検を活用することなどが効率的である。

問 耐震対策について、実施期限はあるのか。

答

耐震対策の実施期限について、特段の定めはない。しかしながら、以前より非構造部材の耐震対策については、通知等により速やかな対策の実施をお願いしているところ。点検の結果、対策が必要と指摘された箇所は、速やかな対策の実施が必要と考えている。

問 ガイドブックの点検チェックリスト(学校設置者用)「IV 外壁(外装材)(2)ラスシートモルタル等」の項目が「耐震対策実施状況」の調査対象とされた理由はなにか。

答

「熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会の緊急提言」において、外壁等で古い工法のものや経年劣化したものは落下等の被害が顕著であったとの指摘を踏まえ、調査項目に加えているもの。

問 「耐震性点検」を行った項目は、再度点検を実施する必要はないのか。

答

基本的には経年による劣化等の影響をうけるものではないことから、一度点検すれば、再度の点検は不要。また、法令改正等で新たな基準が示された場合等は点検が必要。

問 専門家の定義はあるのか。

答

特段の定めはありませんが、建築基準法第 12 条に基づく点検に準じて、一級建築士・二級建築士などの有資格者を想定している。詳細は、ガイドブック P12 の建築資格者の欄などを参照すること。

問 既に棟や箇所（教室・廊下など）ごとにチェックリストを作成して点検を行っているが、別紙の形式で新規にチェックリストを作る必要があるのか。

答

既存のチェックリスト等がある場合、新規にチェックリストを作成していただく必要はない。ただし、今回示している調査項目が既存のチェックリスト等にはない場合は、追加すること。

なお、チェックリストを提出する必要はない。

問 屋内運動場の吊り天井等の落下防止工事に平行して、その他の非構造部材の耐震対策（外壁落下防止工事等）を実施しているものについては、耐震対策実施済と整理することが出来るのか。

答

ガイドブックの点検チェックリスト（学校設置者用）P37～40のうち、点検種類が「耐震性（耐震性一斉点検）」の項目、IV外壁（外装材）（2）ラスシートモルタル等の項目、学校設置者が必要と判断した項目について対策を実施しているのであれば、実施済と整理する。なお、不足する場合は、追加して点検・対策が必要。

問 本調査でガイドブックの点検チェックリストに示されているもの以外の備品は調査対象となるのか。

答

ガイドブックの項目は一般的なものを示している。学校設置者が点検の必要性があると判断するのであれば、調査対象とすること。

問 本調査で運動場の遊具は調査対象となるのか。

答

対象を建物に限定しているので対象外となる。

しかし、調査対象か否かに関わらず、遊具の事故防止に努めること。

○様式 2-3-5 について

問 保有教室数は体育館等の諸施設は含まず、管理諸室等は「授業で使用することを想定していない管理部門に係る室」とあるが、具体的な線引きを教えてください。

答

管理諸室とは、普通教室（通常、児童生徒がホームルームや学級会で使用する教室）・特別教室（音楽室、図書室、多目的室等の特定の目的のために利用する教室（準備室を含む））以外で、校舎内に設置されている室とする。

管理諸室に区分されるものは次のとおり。なお、名称の如何を問わず、同様の機能を具備しているものは、同様に扱う。

（例）・・・平成23年度に問い合わせのあった管理諸室に整理されるもの
教務室、生活指導室、進路指導室、入試対策室、資料室、備品倉庫（※）、用務員室、更衣室（教職員用・児童生徒用）、放送室、ボイラー室

※ 校舎内に教室の一部を利用し、「倉庫」としている場合は管理諸室に計上。倉庫として別棟の場合は調査対象外。

問 「特別教室」のカウント方法として、中高併設校で、1つの特別教室を共用している場合、それぞれにカウントするのか。

答

主たる学校種のみ計上。

主たる学校種の考え方については、在籍生徒数の多い方に計上することとし、中高で二重計上することがないように注意。

問 「バリアフリー整備」において、中高併設校で中高共用の場合は、それぞれに記入するのか。

答

従前どおり、主たる学校種に計上するとともに、「共」の文言を追加。

（例）国 H23 共、H21 共、H20〇共

主たる学校種の考え方については、在籍生徒数の多い方に計上することとし、中高で二重計上することがないように注意。

問 「エアコン設置室数」は、冷房のみ又は暖房のみの部屋もカウントするということが良いか。

答

そのとおり。

問 エアコン以外の冷暖房設備（例えばボイラーの湯熱を利用した暖房設備や床暖房など）も調査対象か。

答

エアコン（空調設備）以外は、調査対象外。